

70歳以上の高額療養費の見直し

医療保険

information

高額療養費の自己負担限度額が見直されます

- 高額療養費の自己負担限度額が、平成30年8月から次のとおり見直されます。現役並み所得と、一般の区分の限度額が変更となります。変更になったことにより、課Ⅱ・課Ⅰの区分が限度額適用認定証の発行対象になります。なお、非課税世帯(低所得Ⅰ・Ⅱ)区分の限度額の変更と、限度額適用・標準負担額減額認定証発行に変更はありません。70歳以下の区分に変更はありません。

問合せ
医療保険係
☎ 32-2214

区分		1カ月の自己負担限度額(※1)			限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証発行	
		平成30年7月まで	区分	平成30年8月から		
現役並み所得者	外来 (個人単位)	57,600円	課Ⅲ	課税所得690万円以上の世帯 252,600円+(医療費総額-842,000円)×0.01 【140,100円※2】	発行できません	
			課Ⅱ	課税所得380万円以上の世帯 167,400円+(医療費総額-558,000円)×0.01 【93,000円※2】	発行できます	
	外来+入院 (世帯単位)	80,100円+(医療費総額-267,000円)×0.01 【44,400円※2】	課Ⅰ	課税所得145万円以上の世帯 80,100円+(医療費総額-267,000円)×0.01 【44,400円※2】	発行できます	
一般	外来 (個人単位)	14,000円 【※3】	一般	外来	18,000円 【※3】	発行できません
	外来+入院 (世帯単位)	57,600円 【44,400円※2】		外来+入院	57,600円 【44,400円※2】	
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	外来 (個人単位)	低所得Ⅱ	外来	8,000円	発行できます
		外来+入院 (世帯単位)		24,600円	外来+入院	
	低所得Ⅰ	外来 (個人単位)	低所得Ⅰ	外来	8,000円	発行できます
		外来+入院 (世帯単位)		15,000円	外来+入院	

- ※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方(障害認定で加入する方は除く)は、加入した月の自己負担限度額が半分に調整されます。
- ※2 多数該当(過去12カ月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額です。
- ※3 1年間(8月1日から翌年7月31日まで)の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

国民健康保険の「限度額適用・標準負担額減額認定証」と「限度額適用認定証」が新しくなります

現在ご使用の「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できません。

8月以降も認定証が必要な方は医療保険係へ確認、申請してください。その際、期限の切れた認定証は回収しますのでお持ちください。



申請に必要なもの

①被保険者証 ②印鑑 ③マイナンバーカードまたは通知カード ④本人確認ができるもの(運転免許証など写真付きのもの1点。または公的医療保険の被保険者証(健康保険証)、介護保険被保険者証、年金手帳など官公庁が発行したもの2点(いずれも有効期限内のものに限る))

マイナンバーカードをお持ちの方は、写真付き1点として本人確認をします。

※代理人が手続きされる場合、世帯主・対象者の申請・更新に必要な上記のものほかに、代理人の身元確認ができるものも必要となります。

保険料の後払い(追納)をおすすめします

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除などの承認を受けた期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。

ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点に注意してください。

- 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納できません。
- 「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

年金相談の予約受付専用電話を新たに開設しました

日本年金機構では、年金の相談や手続きの際にお客様をお待たせしないため、全国の年金事務所で相談予約を行っています。

現在では来所者の約6割のお客様に相談予約をご利用いただいています。お電話がつながりやすくなるよう、相談予約の受付専用電話番号を新たに開設しましたので、ご利用ください。

予約受付専用電話番号

☎ 0570-05-4890(ナビダイヤル)

受付時間

8:30~17:15

(土日祝日、年末年始を除く)

予約相談の実施時間帯

8:30~18:00 (月曜日)

8:30~16:00 (火~金曜日)

9:30~15:00 (第2土曜日)



年 金

information

問合せ
戸籍年金係
☎ 32-1823